業種別の生産施設面積率見直しについて

① 以下の9業種について、生産施設面積率を65%へ緩和。

- 製材業、木製品製造業（一般製材業を除く。）（35%）
- 造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）（35%）
- 非鉄金属鋳物製造業（35%）
- 一般製材業（40%）
- 農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）（45%）
- 繊維機械製造業（45%）
- 建設機械・鉱山機械製造業（55%）
- 冷凍機・温湿調整装置製造業（55%）
- 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）（60%）

※（ ）内の数字は、現行の生産施設面積率

② 改正後の生産施設面積率一覧

業種の区分		生産施設面積率(%)
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30
第二種	伸鉄業	40
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45
第四種	鋼管製造業 電気供給業	50
第五種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） 高炉による製鉄業	60
第七種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65

③改正年月日　　平成27年5月25日